

吹田市私道舗装工事助成事業について

吹田市 土木部 道路室

私道舗装工事助成制度について

私道は、その所有者で管理しますが、公道と同等の使用がされているものも多くあります。

私道舗装工事助成制度は、そのような私道の整備を促進するため、舗装工事をされる場合に助成金を交付する制度です。

助成できる私道の条件

助成できる私道は、次の条件を満たしている必要があります。穴埋め等の簡易な補修や側溝等の舗装以外の工事は対象になりません。また、事業所や集合住宅の敷地内の通路も対象になりません。

1. 両端または一端が、公道またはそれに準ずる道路に接続していること。
2. 路面の排水が可能なこと。
3. その私道を利用する世帯が5世帯以上あること。
4. 私道の所有者と利用者が一般の通行の使用を承諾していること
および舗装工事を要望していること。

舗装の構造

舗装の構造は、次を標準としています。

この構造が助成対象となります。

標準構造		
構造	アスファルト舗装	路盤
厚さ	4 c m	5 c m
材料 (規格)	再生アスファルト混合物 密粒度 (1 3)	再生粒度調整砕石 2 5 ~ 0 m m

舗装工事の工法

舗装工事の工法は、次を標準としています。

工法は、現場条件にあわせて選定します。市の担当者と相談して決めてください。

工 法	内 容
人力施工-1	現状未舗装の道路で、路盤とアスファルト舗装を人力で施工する
人力施工-2	アスファルト舗装を人力で施工する
人力施工-3	現状の劣化したアスファルト舗装を撤去し、アスファルト舗装を人力で施工する
機械施工-1	現状未舗装の道路で、路盤とアスファルト舗装を機械で施工する
機械施工-2	アスファルト舗装を機械で施工する
機械施工-3	現状の劣化したアスファルト舗装を撤去し、アスファルト舗装を機械で施工する

助成金の額

助成金の額は、舗装工事費の4分の3です。

上限は50万円です。

また、工法ごとに助成対象となる舗装工事費を、次の工事標準単価のとおり定めています。現場の条件により、見積の工事費が標準工事費より高くなる場合があります。

工 法	m ² 当たり工事標準単価（税込）
人力施工－1	10,700 円
人力施工－2	5,500 円
人力施工－3	12,600 円
機械施工－1	6,800 円
機械施工－2	3,800 円
機械施工－3	5,600 円

助成の流れ

① 事前協議

私道舗装工事の助成対象になるかどうか土木部道路室に問い合わせてください。担当者が調査をします。

② 交付の申請

事前協議により助成対象の確認ができたときは、助成金の交付申請をしてください。

その際には、次の書類を提出してください。

- (1) 私道舗装工事助成金交付申請書
- (2) 位置図
- (3) 平面図
- (4) 現況写真
- (5) 工事費見積書の写し
- (6) 私道の所有者の承諾と工事の要望を証明する書類
- (7) 舗装面積計算書

③ 交付の決定

交付が決定したときは、私道舗装工事助成金交付決定通知書により通知します。

④ 工事の施工

契約した請負業者により、工事を施工してください。

⑤ 完了の報告

工事が完了したときは、完了の報告をしてください。

その際には、次の書類を提出してください。

- (1) 私道舗装工事完了報告書
- (2) 舗装工事の実施状況が分かる写真
- (3) 舗装工事に要した費用の支払いを証明する書類
- (4) 竣工図
- (5) 舗装面積計算書
- (6) 工事日報
- (7) 納品伝票

⑥ 検査

完了の報告があれば、市の検査員が検査をします。

⑦ 交付の確定

検査に合格すれば、私道舗装工事助成金交付額確定通知書により助成金の交付額の確定を通知します。

⑧ 助成金の請求

交付の確定通知を受ければ、私道舗装工事助成金交付請求書を提出してください。

指定の口座に助成金が振り込まれます。

連絡先

吹田市 土木部 道路室 資産管理担当

〒565-0855

大阪府 吹田市 佐竹台1丁目6番1号

TEL 06-6872-6114